

意見公募要領

1 意見公募対象

改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）に対する意見公募

2 意見公募の趣旨・目的・背景

令和元年の浄化槽法改正において、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽の設置に関する手続き、浄化槽の使用の休止手続き、浄化槽台帳の整備の義務付け、協議会の設置、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保、環境大臣の責務に関する仕組みが新たに創設されることになりました。

環境省では、学識経験者、地方公共団体や浄化槽関係者で構成される「浄化槽リノベーション推進検討会」を設置し、令和元年8月から改正法の施行に向けた検討を行ってきております。検討を踏まえ、基本的方向性と具体的措置（省令事項、周知事項）を含めた「改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）」としてとりまとめました。また、本対応方針案の附属物として特定既存単独処理浄化槽に対する措置の技術的事項として、「特定既存単独処理浄化槽の措置」を講ずるに際して参考となる考え方も併せてとりまとめました。

つきましては、これらの案について広く意見を公募します。

3 意見公募期間

令和元年11月20日（水）から令和元年12月10日（火）まで（郵送の場合同日必着）

4 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

5 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： hairi-jokaso@env.go.jp

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでくださいますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて8MBとなっています。

(3) 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-3593-8263

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

6 留意事項

- ・ 意見が1500字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である対応方針（案）等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載するほか、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である対応方針（案）等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あ

はじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

電 話 : 03-5501-3155 (直通)

F A X : 03-3593-8263

意見書

令和 年 月 日

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体名等) (注1)

電話番号

電子メールアドレス

改正浄化槽法の施行に向けた対応方針 (案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見